

## 1 金融商品等の契約や特殊詐欺に御注意ください！

電話で警察官や金融庁職員、証券会社社員等をかたって、高齢者の方から多額の現金を騙し取る被害が急増しています。

このような詐欺による被害を防止するため、平成26年3月20日付けで、京都府警察本部長から詐欺根絶の緊急メッセージが発表されました。

また、消費生活総合センターでも、「必ず儲かる」、「20～30%の金利が付く」と勧誘され、リスクが高い社債や株などの金融商品を契約してしまい、高額な損失被害が生じた、といった高齢者の方々からの相談が数多く寄せられています。

このような悪質商法による被害を防止するため、御家族や御近所の高齢者の方にも、御注意をいただくとともに、不審な訪問や電話等があった場合は、すぐに**最寄りの警察署**や**消費生活総合センター（256-1110）**に御相談ください。

### <京都府警察本部長メッセージによる「被害にあわないための3つの合言葉」>

○午前中のお金の用立て電話は即警戒！

○心当たりのない会社からの電話やパンフレットが来たら即通報！

○ゆうパックやレターパック，宅配便での送金依頼は即110番！

### <最寄りの各警察署>

警察署名	電話番号	警察署名	電話番号
北	075-493-0110	山科	075-575-0110
上京	075-465-0110	下京	075-352-0110
下鴨	075-703-0110	南	075-682-0110
川端	075-771-0110	右京	075-865-0110
中京	075-823-0110	西京	075-391-0110
東山	075-525-0110	伏見	075-602-0110

## 2 消費生活総合センターの昨年度（平成25年度）の取組

消費生活総合センターでは、消費生活基本計画に基づき、平成25年度に様々な事業等を行ってきました。ここでは、平成25年度の当センターの取組を振り返ります。

4月

- 「らくさいさくら祭」にて消費者啓発ブースを出展



5月



市民料理教室「包丁教室」の様子

- 消費生活情報誌「マイシティライフ」213号の発行
- 市民料理教室「包丁教室」開催
- 「東山区民ふれあいひろば2013」にて消費者啓発ブースを出展
- 「ベスト消費者サポーター賞」表彰伝達式

6月

- 「北区民春まつり～ふれあいまつり2013～」にて消費者啓発ブースを出展

7月

- 「左京区民ふれあいまつり」にて消費者啓発ブースを出展

- 「健康食品等の送りつけ商法110番」実施（府警・府・市連携）
- 京都市消費生活審議会 開催

8月

9月

- 「伏見ふれあいプラザ2013」にて消費者啓発ブースを出展
- 「大学における消費者講座」の開講
- 「京都市PTAしんぶん」にセンター案内広告等を掲載



「伏見ふれあいプラザ2013」の様子

10月

- 「消費者カパワーアップセミナー2013」開催
- 「中京区民ふれあいまつり2013」にて消費者啓発ブースを出展

11月

- 「京都コンシューマーフェスティバル2013」開催
- 市民料理教室「鮭料理」開催
- 「動く消費者講座」開催
- 消費生活情報誌「マイシティライフ」214号の発行
- 「不動産なんでも無料相談」実施
- 「ふれあい“やましな”2013区民まつり」にて消費者啓発ブースを出展
- 「京都市PTAしんぶん」にセンター案内広告等を掲載

「京都コンシューマーフェスティバル2013」でのラジオ公開生放送の様子



12月

- 市民料理教室「京風おせち料理」開催
- 市民しんぶん区版に「消費生活総合センターからのお知らせ」を挟み込み



1月

- 「事業者向け出前講座」実施
- 「京都市PTAしんぶん」にセンター案内広告等を掲載

2月

- 確定申告等に関する「無料税務相談」実施
- 相続登記等に関する「無料法律相談」実施
- 「消費者問題学習会」開催
- 「京都市PTAしんぶん」にセンター案内広告等を掲載
- 小中学生消費者標語募集事業「くらしの達人」表彰式

3月

- 地下鉄駅構内等にセンター案内広告等を掲示
- 「落語で学ぶ消費者問題」開催
- 「消費者啓発ポスター作品展」開催
- 市民しんぶん区版に「消費生活総合センターからのお知らせ」を挟み込み
- 京都市消費生活審議会 開催
- 名簿販売業者から押収した名簿を活用した高齢者への注意喚起チラシの送付（府警・府・市連携）
- 保育園児、幼稚園児向けの消費者教育教材の作成



「落語で学ぶ消費者問題」の様子

### 3 インターネット通販のトラブルに御注意ください！

インターネットの通販サイトで商品の購入代金を振り込んだが、商品が届かない、届いた商品が模倣品であった等の相談が全国の消費生活センターに多く寄せられています。

こういったサイトは、海外の販売業者が運営していることが多く、日本語の表現が不自然なことや、連絡先がメールアドレスのみとなっているのが特徴であり、一度代金を振り込んでしまうと販売業者と連絡をとることが困難になります。

インターネット通販で商品を購入する際は、下記の「模倣品を販売するサイトの特徴」に注意するとともに、消費者庁のホームページで公表されている「悪質な海外ウェブサイト一覧」に該当のサイトがないことを確認してください。

困ったときは、速やかに**消費者庁越境消費者センター**や**京都市消費生活総合センター**（電話256-0800）に御相談ください。

#### 〈模倣品を販売するサイトの特徴〉

- 正確な情報（販売者氏名・住所・電話番号）が記載されていない
- 正規販売店の販売価格よりも極端に値引きされている
- 日本語の表現が不自然である
- 支払い方法が銀行振込のみとなっており、クレジットカードが利用できない

【編集後記】 開花宣言から約1箇月が過ぎ、多くの桜も新緑へと変わってきました。

「桜」の花言葉には、「純潔」や「精神美」がありますが、昨年のNHK大河ドラマ「八重の桜」や大阪造幣局の桜の通り抜けで有名な「八重桜」の花言葉は「理知に富んだ教育」だそうです。

平成24年12月に消費者教育推進法が施行されたこともあり、消費生活総合センターでも平成26年3月に開催し、大変御好評をいただきました「落語で学ぶ消費者問題」をはじめ、消費者の皆様にご覧いただいている取組を引き続き行ってまいりたいと考えています。

小・中学生を対象に消費者標語を募集する「くらしの達人」など、各年齢階層に応じた消費者啓発にも積極的に取り組んでまいりますので、平成26年度も消費生活総合センターをよろしく申し上げます。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽に御相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160（多重債務相談専用）

相談受付時間

月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

\*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、

土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時

